

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善

提案団体

埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、幸手市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが大変重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすくするため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBオープンデータについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

NDBデータの利用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。

申請時には具体的な集計イメージなど多岐にわたる書類添付が必要で、委託業者のサポートが不可欠であるなど、申請手続きが非常に煩雑である。

また、申請後に原則として有識者会議の審査が必要だが、データ提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までに1年程度の期間を要する場合もあると見込まれる。

提供データの取扱いは、施錠可能な入退室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末に限られるなど、要件が厳しく、専門の研究機関以外では遂行困難である。

なお、平成28年度から、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。しかし、公表項目が限られており、二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。この旨、厚生労働省の意見募集窓口へ要望している。

【制度改正の必要性】

本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数や動きを把握するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。

ハードルの高さは平成23年度から6年間で都道府県の承諾件数が7件のみであることから明らかである。

異次元の高齢化に向き合う地方にとってNDBデータの分析は不可欠であり、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

例えば都道府県が各二次医療圏で疾患ごとの患者の数や動きを把握し、どの地域にどの程度の医療の需要があるのかを具体的に認識することで、必要な施策を迅速かつ効果的に展開することができる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条及び第7条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、石川県、山梨県、静岡県、大阪府、徳島県、高松市、福岡県、沖縄県

- NDBオープンデータについては、本市を含む医療圏は県内の他の二次医療圏と状況が大きく異なる事より、二次医療圏ごとの区分でデータ公表されることが望ましい。
- 本県においても、平成 22 年度の医療費データを厚労省から提供を受け、本県の医療費動向分析を行ったが、それ以降はデータの借用について調整は続けているが、実際の借用には至っていない状況である。
- 「NDBオープンデータ」が厚生労働省のホームページ上で公表されているが、公表項目が限られており、二次医療圏別・市町村別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。また、各市町村別の適正化取組の効果を検証しようとしても、過去の推移データが掲載されていない。